

総務厚生常任委員長報告

審査日	令和6年3月11日～15日
出席委員	金子 恵 堤 理志 藤田明美 岡田義晴 八木亮三 西田 健 西岡克之
説明員	関係所管管理職並びに職員

議案第4号 長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第二が廃止されることに伴い、所要の改正を行うもの。改正の概要は、法別表第2の第2欄の事務が特定個人番号利用事務に、同表の第4欄の特定個人情報が利用特定個人情報に、それぞれ定義をされることに伴う改正である。なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、附則第1条本文に規定する日から施行する。

【主な質疑】

質疑：条例改正が行われた場合、改正前と後で利用する住民に何らかの変更を伴うのか。

答弁：改正内容は独自利用に関するもの、町内の連携に関するもの。取り扱いはこれまでと変わらないため、住民等含め手続等の変更はない。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第5号 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

昨今の社会経済情勢や類似団体等の状況に鑑み、長与町特別職報酬等審議会における答申を尊重し、町議会議員の報酬月額を改定するもの。昨年11月17日に開催した特別職報酬等審議会において、報酬額の過去の改定経緯や社会経済情勢の動向、人口、産業構造が似通っている類似団体、その他県内8町の状況などを参考に、議員報酬について諮問を行った。会議では、類似団体や近隣町との比較、議会の活動状況、財政状況や改定した場合の影響、町長の給与との比較などをもとに2回にわたり審議した。その結果、本年1月29日に令和6年4月から報酬月額の増額改定を行うことが妥当であるとの答申を受け、今回提案した。条例の施行日を令和6年4月1日としている。

【主な質疑】

質疑：さまざまな影響、比較など議論をしたということだが、その論理でいくと今後行政

三役が引き上げになった場合、議員報酬も比率により再度改定の俎上に上がるということになるのか。

答弁：全国町村議会議長会の議員報酬標準案が、首長給与月額と比較して、何%相当がおおむね妥当という報告がなされている。これを踏まえて今回の改定基準になっている。今後、社会情勢の大きな変化等を踏まえて、改定の必要が出てきたときには三役も含めたところで再度議論をすることになると考えている。

質疑：審議会の開催時期が、前回の平成12年からブランクがある。今後、頻度を上げて開催するという話にはなっていないのか。

答弁：答申書の付帯意見に今後の社会経済情勢等の変化に伴う報酬額の妥当性については、必要に応じ再検証し、変化に応じて審議会を開催、検証をすべきだという意見が出された。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決した。

議案第6号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

中央教育審議会から発出された令和の日本型学校教育が目指す、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、学識経験者、学校関係者、保護者とさまざまな立場からの意見を参考にし、本町における義務教育学校制度を初めとする新しい義務教育の在り方を検討していくため、長与町あたらしい学校づくり検討委員会を附属機関として新たに追加するもの。委員の構成は10人以内、任期は2年としている。なお、施行期日を令和6年4月1日としている。

【主な質疑】

質疑：設置する以上は目標を定めていくと思うが、どのような手法で不登校や学力向上等、懸案事項を解決していくのか。

答弁：中1ギャップ（中学校入学段階で、集団の適応が難しくなる生徒）も複数いる。そこは連携だけではなく、小中一貫教育などの取り組みが必要になってきている。また、幼稚園・保育所・小学校との連携についても不登校の動向、集団への適応が難しい児童生徒が数多く見られるため、取り組みの手法を変えていくことを考えている。その他、小学校高学年段階での教科担任制の導入、義務教育学校制度を研究しながら進めていきたいと考えている。

質疑：令和の日本型教育は個別最適な学びと協働的な学びが中心だと思う。これを進めることと、週当たりの授業時数を見直すことにどういう関連があるのか。

答弁：各教科の授業内容、教育課程を見直すことで、新たな時間が生み出される。その新たな時間に子供たちが1人で課題に向かって調査活動をする。それを仲間と共に協働的な学びをすることで最適化を導き出す。そのためには授業こま数の見直しは避けて通れないと考えている。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

別表の教育委員会の部に、長与町あたらしい学校づくり検討委員会の報酬額を加えるもの。施行期日は令和6年4月1日としている。

【主な質疑】

質疑：任期が2年だが、会議は年間何回開催する予定か。

答弁：年間4回を考えている。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第8号 長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。法の条文で使用されていなかった接近禁止命令や退去等命令の用語が定義されたことから、条例中、これらを引用している部分について改正するもの。なお、附則については、施行期日を令和6年4月1日からとしている。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第9号 長与町介護保険条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

長与町高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険料の改定等について提案するもの。第14条第1項は、適用期間を令和6年度から令和8年度までとし、第1号から第13号までに掲げる第1号被保険者の保険料を、第9期計画で定めた額にそれぞれ改定する。あわせて低所得者保険料軽減に係る保険料についても改定を行う。また、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合について、第1号被保険者の区分が13段階に変更されたことに伴い所要の改正を行う。附則については施行期日を令和6年4月1日とし、適用区分を定めている。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第10号 長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第11号 長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

議案第10号から議案第13号は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

第10号の改正趣旨は、居宅介護支援事業所における効率的なサービスの提供および高齢者虐待防止の推進を行うもの。主な内容は、ケアマネジャーの人員基準の改正、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化を追加するもの。附則では、施行期日を令和6年4月1日とし、第2項の改正規定および附則に1項を加える改正規定は公布の日から施行、新条例の附則第2項および第3項の規定は令和3年4月1日から適用、重要事項の掲示に係る経過措置を令和7年3月31日までとしている。

第11号の改正趣旨は、指定介護予防支援事業所の指定についての改正や高齢者虐待防止の推進を行うもの。主な内容は、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業所の指定を受ける場合の人員配置についての規定や身体的拘束等の適正化の推進にかかる規定を追加するもの。附則では、施行期日を令和6年4月1日とし、重要事項の掲示に係る経過措置を令和7年3月31日までとすることとしている。

【主な質疑】

質疑：身体的拘束についての事項が書かれてあるが、これまでとどう変わるのか。

答弁：明文化することで、身体拘束について規制をしていくという改正になっている。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第12号 長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第13号 長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

【提案理由・主な内容】

第12号および第13号の改正趣旨は、医療と介護の連携の推進や感染症などへの対応力の向上、生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり、高齢者虐待防止の推進などである。

第12号の主な内容は、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進、書面掲示規制の見直し、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携のための改正などである。附則については、第1条において施行期日を令和6年4月1日とし、第2条から第17条において経過措置を規定している。

第13号の主な内容は、管理者の兼務範囲の明確化、書面掲示規制の見直し、身体的拘束等の適正化の推進、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携に伴う改正などである。附則では、第1項において施行期日を令和6年4月1日とし、第2項から第7項において経過措置を規定している。

【主な質疑】

質疑：全般的に努力義務がほとんどだが、実際に行わなかった場合、何らか罰則、是正の指導があるのか。また、実施していることの確認が必要になると思うがどうか。

答弁：基本罰則はないが、事業所に行き運営指導という形になる。また、6年に1回程度事業所に入り確認している。

質疑：全国的に医療機関との連携体制の構築がなされていないところが多いのではと思うが、どう考えるか。

答弁：感染症拡大など、緊急時の対応をしっかりとっていくという考えのもと、規定がより明確化されたと考えている。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決した。

議案第18号 令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）

【提案理由・主な内容】

企画財政部では、国の物価高騰対策および総合経済対策に基づく低所得世帯支援給付金事業の決算見込みなどに伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、9,245万7千円の減額。企業版ふるさと納税寄附金350万円を計上。

総務部では、長与町公共施設等管理公社補助金423万5千円の減額。これは、管理公社の令和4年度決算における繰越額相当分を令和5年度補助金から減額するもの。

住民福祉部では、戸籍附票システムの改修が必要となることから、改修業務に係る戸籍総合システム改修業務委託料を計上。昨年7月から支給を行っていた3万円の低所得世帯支援給付金事業に係る費用について、12月に申請等が終了したことから1,653万円の減額。

健康保険部では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金1,908万円の減額計上。

議会事務局では、議員の報酬および期末手当について、議員16人の予算に対し15人の執行となったことにより1人分を減額計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

企画財政部

質疑：企業版ふるさと納税寄附金の活用事業の決め方はどのようになっているか。

答弁：寄附をいただく企業より、特定の分野で活用してほしいという申し出がある。また、町からさまざまな事業への活用を提案する場合もある。

質疑：地方債3,380万円を減額、財源組替を行っている理由は何か。

答弁：借入先である市町村振興協会から借り入れが可能な上限額が示され、それが希望額

の満額に達していなかった。その差額が3,380万円になる。

総務部

質疑：電算システム運用開発委託料は令和6年度の定額減税の分に対応するとのことだが44万円で足りるのか。

答弁：定額減税に対しての基幹システム改修に対応。内容としては、令和6年度分の個人住民税について所得割から定額減税を考慮した税額計算と日割り計算への対応、画面や通知書、証明書等の帳票、ほか業務連携や外部連携について定額減税、税額控除の追加、データ標準レイアウト、特定個人番号、個人情報番号の改番への対応などを行う。

住民福祉部

質疑：低所得世帯給付金は1,653万円の減額になっているがなぜか。

答弁：当初4,206世帯で予算を計上し、6月1日時点での世帯等に確認書を送付したが、12月までの申請は3,655世帯にとどまった。

質疑：出産・子育て応援給付金が減額になっているが、実際に何件給付されたのか。

答弁：令和5年度の実績は出産応援妊娠時の給付293件、子育て応援産後の給付241件、合計534件給付している。

健康保険部

質疑：風疹抗体検査は、クーポンを送った対象者のうち何%ぐらいの人が受けたのか。

答弁：検査実施は1,874人、41.2%。この制度は令和6年度が最終年度となっている。令和6年度も対象者には案内するようにしている。

議会事務局

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第19号 令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

【提案理由・主な内容】

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,731万2千円を追加し、補正後の総額を43億5,072万2千円とするもの。歳入では、保険給付費等交付金は、歳出の保険給付費の増額見込みにより、1億2,393万8千円を増額計上。歳出では、財政調整基金積立金1億681万5千円を計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第20号 令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

【提案理由・主な内容】

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ740万1千円を追加し、補正後の総額を6億3,975万6千円とするもの。歳入では、後期高齢者医療保険料は、当初見込みより増額した分を計上。保険基盤安定繰入金は額の確定により減額計上。歳出の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の増額と保険基盤安定負担金の確定により、歳入と同額を計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第21号 令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）

【提案理由・主な内容】

保険事業勘定において、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9千円を追加し、補正後の総額を31億3,617万4千円とするもの。歳出では、介護給付費準備基金積立金として720万9千円を増額計上。内訳は、介護保険保険者努力支援交付金719万9千円および基金利子1万652円となっている。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第23号 令和6年度 長与町一般会計予算

【提案理由・主な内容】

令和6年度一般会計予算は骨格予算として編成。総額147億6,970万6千円で前年度比2.2%の増額予算となっている。

総務部総務課では役場全体の郵便料や配送料として1,641万6千円を計上。地域安全課では、高田南土地区画整理事業地内の防犯灯設置に791万7千円を計上。情報政策課では、国が示す標準基準仕様のシステムに変更し、令和8年度からの稼働に向けた移行作業に7,212万円を計上。秘書広報課では、広報ながよ印刷製本費が印刷単価の上昇により214万9千円を増額して計上。契約管財課では、公用車リース料660万1千円を計上。

企画財政部財政課では本年度の財源調整として、財政調整基金と減債基金を合わせて10億7,205万7千円を計上。政策企画課では、複合施設の整備に向け、前年度に引き続き設計業務、建設工事に係る入札準備などのため9,025万4千円を計上。

税務課、収納推進課では、個人町民税現年課税分20億200万円、法人町民税現年課

税分1億200万円。固定資産税現年課税分15億7,100万円。個人町民税滞納繰越分577万5千円、固定資産税滞納繰越分289万2千円などを計上。

住民福祉部高田保育所では、学ぶ保育士等応援事業参加謝礼として、一人2万円、32人分64万円を計上。こども政策課では、第3期子ども・子育て支援事業計画策定委託料309万1千円を計上。福祉課では、高齢者の外出機会や健康づくりのため70歳以上を対象に助成金1,832万8千円を計上。住民環境課では脱炭素化を図ることを目的として、省エネ住宅建築、太陽光発電設備や蓄電池の設置に対する補助金として1,740万円を計上。

健康保険部健康保険課では国民健康保険事業安定運営のため、特別会計繰出金2億2,659万2千円を計上。介護保険課では介護保険事業の運営のため、特別会計繰出金4億7,130万7千円を計上。

会計課では、指定金融機関である十八親和銀行派出所の人件費相当分として派出事務手数料165万円を計上。

議事課・監査事務局では、議事課では議員報酬16人分などを計上。監査事務局では監査委員報酬2人分などを計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

企画財政部

(財政課)

質疑：臨時財政対策債が前年度と比較して減額されているがなぜか。

答弁：令和6年度の国の地方財政計画では前年度比マイナス54.3%の見込み。それに基づき減額となっている。

(政策企画課)

質疑：公共施設劣化状況調査業務委託料は、再度、個別施設計画を見直すということか。

答弁：個別施設計画は、計画期間を10年間と定め計画の進捗を行っている。おおむね5年に1回程度で、見直しを行うことになっている。

質疑：立木伐採搬出業務委託料の内容は何か。

答弁：長与町産の木材を複合施設の整備事業に活用したいと考えている。岡郷に活用できそうな町有林があり、その木材の切り出しと運搬にかかる経費である。主に備品として、机や書棚の側板など利用者の目に触れやすい場所に使うことで、町産材のPR効果も狙った活用をしたい。

(税務課・収納推進課)

質疑：定額減税は、報道によると6月ぐらいに実施されるということだが本町はどうか。

答弁：6月ぐらいから動き出す予定。発送等含め、7月下旬から8月上旬ぐらいで検討している。

総務部

(総務課)

質疑：LGBTの研修で性的マイノリティーに対し理解を深めるということは、これまでもしてきたと思う。その結果、どのような効果があったのか。

答弁：今年の1月に長崎市で同様の研修が開催され参加した。LGBTの基礎知識、カミングアウト、アウトティング、学生の進路選択への迷いなど、身近に実践ができることは何かを考える有意義な研修になった。

（秘書広報課）

質疑：印刷製本費は紙の値段等が値上り、増額されている。紙の質を落とすなど増額を抑える検討は行ったのか。

答弁：各担当部署と協議しながら載せる情報を精査したい。伝えるべきことは伝えるが、あえて載せなくてもいい情報も散見される。そこを整理しページ数をスリム化する。また、自治会配布の負担を考え紙の重さを抑えることも考えている。

（情報政策課）

質疑：ペーパーレス化は進んでいるのか。

答弁：コピー用紙の枚数は毎年確実に減っている。令和4年度の前年同月比で、23万1千枚の削減ができています。

（地域安全課）

質疑：交通安全対策工事費の内容は何か。

答弁：自治会からの要望で一時停止を促す停止指導線、路面上に減速を促す文言、交通安全などの啓発の路面表示にかかる費用である。

質疑：広域消防事業負担金等の増額の理由は何か。

答弁：商業施設など、火災予防のための点検業務がある。浜田出張所管内においては、防火対象物を点検する件数が追いついていない状況である。火災を予防するという観点から増額の依頼があった。

（契約管財課）

質疑：嬉里駐車場の機械化は考えないのか。

答弁：施設個別計画等では、2044年までの20年間、長寿命化しながら使っていくことになっている。かなり古い建物のため判断の付きにくいところもあるが、20年持つという考えのもと、機械化の方法、時間駐車・定期駐車のリバランスをどうするかという点など検討を進めている。

住民福祉部

（高田保育所）

質疑：副食費に関しては、民間の保育所と比較し差はないのか。

答弁：副食費の徴収の金額については、町内一律で同じ金額である。しかし、1食当たりの単価は差が出ているようである。

（こども政策課）

質疑：児童虐待の状況はどうなっているか。介入することでの効果はどうか。

答弁：今年度把握しているのは、229ケースになる。毎月、定期的に関係機関と情報共有をし、支援が必要な場合には家庭訪問や児童相談所と連携をしている。児童虐待防止専門員に関しては、把握したケース以外にも、各学校や保育園等に訪問に行くなど必ず年に2回は定期的に訪問をしている。

(福祉課)

質疑：高齢者交通費・健康づくり助成金の助成内容は、定期的に見直しはあるのか。

答弁：6年度の助成金の交換はがきを送る際、はがきの中に現在の選択肢以外に何か必要なものがないか簡単なアンケートを入れたものを送り、集計し検討する予定。

(住民環境課)

質疑：脱炭素化重点対策加速化事業補助金の補助件数や上限はあるのか。

答弁：ZEH（ゼッチ）住宅は2件、ZEH+（ゼッチプラス）住宅は6件。太陽光発電設備、蓄電池については設置するKwで変わってくるが、おおむね10件程度を想定している。なお、太陽光発電設備と蓄電池はセットで、上限100万円までという設定を予定している。

健康保険部

(健康保険課)

質疑：モバイルスタンプラリーの内容は何か。

答弁：毎年秋にウォーキングイベントを1カ月間行っている。今回は、みかんの無人販売所を巡り、町内をウォーキングしてもらってスタンプをモバイル上で集めるというイベントを計画している。

(介護保険課)

特記すべき質疑はなかった。

会計課

特記すべき質疑はなかった。

議事課・監査事務局

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決した。

議案第24号 令和6年度長与町国民健康保険特別会計予算

【提案理由・主な内容】

歳入歳出それぞれ44億7,904万3千円、前年度比8.6%の増額。歳入の主なものは、国民健康保険税は7億3,485万3千円、被保険者数の減少の影響により、前年度より1,603万円の減額。歳入では、保険給付費等交付金33億9,487万6千円を計上。歳出では療養給付費27億1,255万円、一般被保険者数を6,969人と見込んでいる。また、40歳から74歳までを対象とした健康診査および保健指導については、特定健康診査受診予定者数2,550人、特定保健指導受診予定者数150人と見込み、5,060万8千円を計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：令和6年から県の激変緩和措置がなくなり、財政調整基金を充当することで保険料の上昇を抑えていくと考えているのか。

答弁：基金を活用するが、このままではいずれなくなる。保険料を上げることも今後考えながら予定している。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第25号 令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計予算

【提案理由・主な内容】

歳入歳出それぞれ7億3,071万4千円、前年度比15.9%の増額。歳入では、後期高齢者医療保険料が被保険者数の増加と2年に1回の保険料の引上げにより、4,756万3千円を増額。歳出では、後期高齢者医療広域連合への支払分として7億2,242万9千円を計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決した。

議案第26号 令和6年度長与町介護保険特別会計予算

【提案理由・主な内容】

保険事業勘定の総額は、歳入歳出それぞれ32億966万4千円。介護サービス事業勘定の総額は、歳入歳出それぞれ2,798万8千円。前年度と比較し、保険事業勘定が3億1,665万7千円、10.9%の増額。介護サービス事業勘定が19万円、0.7%の増額である。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：通所型サービスC事業委託料の内容は何か。また効果をどのように考えているか。

答弁：多様なサービスとして、通所型サービスCを現在計画している。認知機能および運動器の機能低下に対して、短期集中的に5カ月間にトレーニングすることで、生活機能の維持向上を図ることを目的としている。軽度の方が対象で、悪化防止などの改善を目指すものである。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決した。